

答 申

1 審査会の結論

「予防接種に関する事務 全項目評価書（素案）」（以下「素案」という。）は、特定個人情報保護評価指針（令和3年9月1日 個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断する。

2 判断の理由

(1) 適合性

適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

- ① しきい値判断について、当該事務における特定個人情報の対象者数は30万人以上であり、「全項目評価」が必要なところ、素案を作成している。
- ② 実施主体について、実施機関として船橋市長が主体となって特定個人情報保護評価を行っている。
- ③ セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は、公表しないことができるとされているが、今回作成した素案の内容は、全て公表することとしている。
- ④ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）（以下「規則」という。）第9条第2項にて、「災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後速やかに評価書の公示を行う」とされており、本件については当該条項の適用対象になると考えられるため、事後的ではあるものの、適切な時期に実施している。
- ⑤ 規則第7条第2項の規定に基づき、パブリック・コメントを令和3年9月1日から同年10月1日まで実施し、必要な評価書の見直しを行っている。
- ⑥ 各項目への記載について、素案には、必要な項目全てが記載されている。

(2) 妥当性

妥当性とは、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

- ① 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。
- ② 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。
- ③ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定している。

- ④ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。
- ⑤ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。
- ⑥ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。

(3) まとめ

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

3 審査会の付言

本件において審査会の判断は以上のとおりであるが、当審査会は次のとおり付言する。住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。

4 審議の経過

令和3年11月10日 諮問書の受理

令和4年 1月17日 審議・答申

5 本件事案について調査審議を行った委員

岡崎文委員、谷麻衣子委員、田部井宏明委員、加藤廣行委員、坂井大輔委員